

立川市自転車競技条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

入場料の見直しのため。

立川市自転車競技条例の一部を改正する条例

立川市自転車競技条例（昭和26年立川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
第4条 立川競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、市長がこれを定める。	第4条 立川競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、 <u>50円以上とし</u> 、市長がこれを定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。